

事業の概況	26
貸借対照表	27
損益計算書	31
剰余金処分計算書	32
財務諸表の適正性等の確認	32
会計監査人の監査について	32
主要な経営指標	33
主要な業務の状況を表す指標	33
預金に関する指標	34
貸出金等に関する指標	35
有価証券・金銭の信託に関する指標	36
信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	38
貸倒引当金内訳	39
貸出金償却	39
自己資本の構成に関する事項	40
自己資本の充実度に関する事項	41
信用リスクに関する事項 （リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）	42
信用リスク削減手法に関する事項	44
証券化エクスポージャーに関する事項	45
オペレーショナル・リスクに関する事項	45
出資等エクスポージャーに関する事項	46
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	47
金利リスクに関する事項	47
当金庫グループの主要な事業の概要	48
連結貸借対照表	48
連結損益計算書	49
連結剰余金計算書	49
連結自己資本比率	50
連結の自己資本について	51
報酬体系について	52

## 事業の概況

## 【業績】

預金積金残高は、個人預金、法人預金共に増加したことにより、期末残高は前期比926百万円(0.97%)増加し、95,576百万円となりました。

貸出金残高は、製造業、不動産業、運輸業、宿泊業等の増加に加え新型コロナウイルス感染症による資金繰り支援などにより、期末残高は前期比892百万円(2.14%)増加し、42,485百万円となりました。

損益面では、有価証券運用における投資信託解約収益の減少や貸倒引当金の増加等から、経常利益は前期比21百万円(12.24%)減少し153百万円、当期純利益は前期比15百万円(13.13%)減少し105百万円となりました。

不良債権の合計額は1,241百万円で、総与信残高に占める割合は2.89%(前期2.93%)であります。

また、金融機関の健全性及び安全度を示す自己資本比率は、リスクアセットの増加により17.44%(前期17.72%)と低下しておりますが、国内基準の4%を大きく上回っております。

## 【事業の展望】

当金庫の経営環境につきましては、コロナ禍のもとでのテレワークやオンライン会議の導入、キャッシュレス決済の普及など、非対面コミュニケーションの拡大はポストコロナを見据えた社会やビジネスモデル等に大きな変化を与えております。また人口減少や少子高齢化の進展は、個人消費の低迷、中小企業の人手不足や経営者の高齢化等構造的な問題を深刻化させているほか、海外情勢においても米中対立の激化やロシアのウクライナ侵攻などが、わが国経済にも影響を与えるなど、先行きの不透明感が増しております。また、日本銀行の長年にわたる超低金利政策の影響もあり、金融機関の経営環境は厳しさを増しておりますが、円滑な金融仲介機能を発揮し金融システムの安定化を図っていくことは、地域金融機関に常に求められていることであります。

当金庫におきましては、今年度は3か年計画の2年目となります。新型コロナウイルス感染症により影響を受けている地域の中小企業等に対して、その経営状況やライフステージに応じた適切な金融支援に引き続き取り組んでいくとともに、いまだ不安定な経済環境の中ではありますが、ポストコロナの時代を生き抜くための事業継続や事業再構築、収益力の改善や地域社会が抱える様々な課題の解決にも取り組んでいくことにより、地域中小企業をはじめお客様とともに成長していけるものと考えております。また、社会のデジタル化が急速に進む中、当金庫においてもデジタル技術を活用したサービスの提供など、利便性の改善や業務効率化により、適切な収益を確保しつつ業績の向上に努めてまいります。

昨年末には花巻スマートインターへのアクセス道路の一部開通や隣接する地域への工場の増設が決まるなど、今後更なる企業進出や従業員増加により当地域への人口流入が進む可能性もあり、住宅需要や消費拡大への期待感が膨らんでおりますが、当金庫としても良質な金融サービスの提供により、地域の活性化や住みたい街づくりの実現に貢献してまいりたいと考えております。

## 【当金庫が取り組むべき課題】

当金庫の取り組むべき課題について、第一には、ポストコロナに向けた中小企業への支援力強化であります。当金庫は、資金繰りといった喫緊の課題はもとより、ポストコロナ局面を見据え、取引先中小企業を新たな成長軌道にシフトチェンジしていくため、新分野展開、事業再構築支援、また売上回復のための販路拡大・経営改善支援といった取り組みをさらに強化していかねばなりません。取引先中小企業がポストコロナの流れに取り残されることがないように、当金庫は徹底した支援を継続していくことで、地域の創生・活性化を図ってまいります。

第二には、各種リスクへの対応と収益力の向上であります。当金庫が地域のお客様から信頼され、安全・安心で良質なサービスを安定的に提供していくためには、経営陣主導のもと各種リスクへの対応力を高め、安定的な収益の向上を図っていく必要があります。特にマネーローンダリング・テロ資金供与対策については、金融庁のガイドライン等に基づく態勢整備を2024年3月までに完了させることが課題となっており、お客様のご協力のもと継続的顧客管理を実施してまいるとともに、収益力の向上により経営基盤の強化を図ってまいります。

第三には、業界総合力の発揮であります。中小企業支援については、様々な施策を活用していく必要がありますが、全国に展開している信用金庫のネットワークを活用し、業界関連組織が連携することにより、各地域の中小企業の販路拡大等支援の実効性を高めていけるものであります。また、業界における事務等の共通化・共同化やDX戦略、人材の育成強化についても、業界の総合力の発揮によりお客様と金庫の課題解決につなげていくことが可能となるものであり、地域の力になれるよう取り組んでまいります。

## 貸借対照表

### 資産の部

(単位：百万円)

科 目	第73期 令和3年3月31日	第74期 令和4年3月31日
( 資 産 の 部 )		
現 金	2,286	1,826
預 け 金	32,142	33,160
買 入 金 銭 債 権	1,127	1,619
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	27,093	25,827
国 債	9,323	8,771
地 方 債	3,108	2,550
社 債	9,643	8,248
株 式	717	1,097
そ の 他 の 証 券	4,299	5,159
貸 出 金	41,593	42,485
割 引 手 形	85	99
手 形 貸 付	5,472	5,527
証 書 貸 付	34,395	35,057
当 座 貸 越	1,639	1,801
そ の 他 資 産	528	501
未 決 済 為 替 貸	12	9
信 金 中 金 出 資 金	367	367
前 払 費 用	—	1
未 収 収 益	95	101
そ の 他 の 資 産	53	21
有 形 固 定 資 産	482	483
建 物	76	86
土 地	350	350
リ ー ス 資 産	3	1
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	51	45
無 形 固 定 資 産	9	10
ソ フ ト ウ エ ア	9	10
繰 延 税 金 資 産	65	157
債 務 保 証 見 返	560	498
貸 倒 引 当 金 (うち個別貸倒引当金)	△ 906 (△ 811)	△ 928 (△ 825)
資 産 の 部 合 計	104,983	105,644

### 負債及び純資産の部

(単位：百万円)

科 目	第73期 令和3年3月31日	第74期 令和4年3月31日
( 負 債 の 部 )		
預 金 積 金	94,650	95,576
当 座 預 金	169	245
普 通 預 金	43,425	44,734
貯 蓄 預 金	33	32
通 知 預 金	21	72
定 期 預 金	48,190	47,769
定 期 積 金	2,257	2,196
そ の 他 の 預 金	552	525
借 用 金	1,435	1,401
そ の 他 負 債	78	84
未 決 済 為 替 借	15	18
未 払 費 用	30	15
給 付 補 填 備 金	0	0
未 払 法 人 税 等	0	20
前 受 収 益	14	15
払 戻 未 済 金	0	0
そ の 他 の 負 債	15	13
賞 与 引 当 金	17	17
役 員 賞 与 引 当 金	9	8
退 職 給 付 引 当 金	50	39
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	79	72
そ の 他 の 引 当 金	12	13
債 務 保 証	560	498
負 債 の 部 合 計	96,894	97,713
( 純 資 産 の 部 )		
出 資 金	222	222
普 通 出 資 金	222	222
利 益 剰 余 金	7,486	7,584
利 益 準 備 金	222	222
そ の 他 利 益 剰 余 金	7,263	7,362
特 別 積 立 金	5,566	5,565
(経営基盤強化積立金)	(825)	(825)
(創立70周年記念事業積立金)	(11)	—
(創立75周年記念事業積立金)	—	(10)
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,696	1,797
処 分 未 済 持 分	△ 0	—
会 員 勘 定 合 計	7,708	7,807
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	380	123
純 資 産 の 部 合 計	8,089	7,930
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	104,983	105,644

## 貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |      |         |
|------|---------|
| ・建物  | 15年~39年 |
| ・その他 | 3年~20年  |
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和2年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1)制度全体の積立状況に関する事項(令和3年3月31日現在)
- |                                    |              |
|------------------------------------|--------------|
| ①年金資産の額                            | 1,732,930百万円 |
| ②年金財政計算上の数理債務の額と<br>最低責任準備金の額との合計額 | 1,817,887百万円 |
| 差引額(①-②)                           | △84,957百万円   |
- (2)制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和3年3月31日現在) 0.0726%
- (3)補足説明
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円および特別積立金93,511百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金13百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることと算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によるため、
15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 928百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

16. 理事との間の取引による理事に対する金銭債権総額 2,096百万円
17. 子会社の株式の総額 10百万円
18. 子会社に対する金銭債権総額 11百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 931百万円
20. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
- |                    |          |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 1,023百万円 |
| 危険債権額              | 0百万円     |
| 三月以上延滞債権額          | 187百万円   |
| 貸出条件緩和債権額          | 30百万円    |
| 合計額                | 1,241百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は99百万円であります。
22. 担保に供している資産は次の通りであります。
- |             |     |          |      |        |
|-------------|-----|----------|------|--------|
| 担保に供している資産  | 預け金 | 1,500百万円 | 有価証券 | 100百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 借入金 | 1,400百万円 | 預金   | 275百万円 |
- 上記のほか内国為替決済の担保として預け金1,000百万円を信金中央金庫に差し入れております。
- また、その他の資産には、保証金は4百万円および敷金は0百万円が含まれております。
23. 出資1口当たりの純資産額 17,819円60銭
24. 金融商品の状況に関する事項

## (1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

## (2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

## (3)金融商品に係るリスク管理体制

## ①信用リスクの管理

当金庫は「貸出事務取扱規程」及び「信用リスク管理要領」に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの信用管理は、各営業店のほか融資部及び自己査定委員会により行われ、また、常務理事会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項等を審議し、必要に応じて理事会に報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、ALM委員会がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

リスク管理手法や手続等について「市場関連リスク管理要領」に定め、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事長まで報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、「余裕資金運用基準」を定め、ALM委員会において検討のうえ常務理事会に報告し、その方針に従い行われております。

このうち、経理部では、市場運用商品の購入を担当しており、事前審査、投資限度額の設定のほか、ALM委員会による継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当金庫で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、投資先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は経理部を通じ、ALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスク管理にあつての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあつては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の時価は、3,123百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	33,160	33,209	48
(2) 買入金銭債権	1,619	1,620	0
(3) 有価証券	25,792	25,792	—
その他有価証券	25,792	25,792	—
(4) 貸出金(※1)	42,485		
貸倒引当金(※2)	△ 928		
	41,557	42,619	1,062
<b>金融資産合計</b>	<b>102,129</b>	<b>103,241</b>	<b>1,111</b>
(1) 預金積金	95,576	95,588	11
(2) 借入金(※1)	1,401	1,398	△ 2
<b>金融負債合計</b>	<b>96,978</b>	<b>96,987</b>	<b>9</b>

(※1) 貸出金、借入金の時価には「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。  
(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格によって時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については26.から27.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。  
①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(※)	10
非上場株式(※)	25
<b>合 計</b>	<b>35</b>

(※) 子会社株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	17,659	6,200	—	—
買入金銭債権	695	920	3	—
有価証券	1,018	501	4,241	15,800
その他有価証券のうち満期があるもの	1,018	501	4,241	15,800
貸出金(*)	9,844	12,362	9,931	7,536
<b>合 計</b>	<b>29,217</b>	<b>19,984</b>	<b>14,176</b>	<b>23,336</b>

(\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	92,613	2,942	—	21
借 入 金	1,034	133	166	66
<b>合 計</b>	<b>93,647</b>	<b>3,075</b>	<b>166</b>	<b>88</b>

(\*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

26. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、27.まで同様であります。

その他有価証券 (単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	791	565	226
	債券	6,279	6,074	204
	国債	335	302	32
	地方債	1,850	1,763	86
	社債	4,093	4,008	85
	その他	2,499	2,257	241
	小計	9,570	8,897	672
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	270	302	△31
	債券	13,291	13,608	△317
	国債	8,436	8,699	△262
	地方債	700	710	△10
	社債	4,154	4,199	△44
	その他	2,659	2,814	△154
	小計	16,221	16,725	△503
合計		25,792	25,623	169

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	6,661	46	—
国債	5,201	30	—
地方債	519	6	—
社債	940	10	—
その他	98	5	—
合計	6,760	52	—

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件については違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,598百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが4,684百万円あります。

なお、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的(1年~3年)に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	143百万円
退職給付引当金	10百万円

減価償却超過額	10百万円
その他	42百万円
繰延税金資産小計	207百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4百万円
評価性引当額小計	△4百万円
繰延税金資産合計	203百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	45百万円
繰延税金負債合計	45百万円
繰延税金資産の純額	157百万円

30. 会計方針の変更  
 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

31. 表示方法の変更  
 信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。



## 損益計算書

(単位：千円)

科 目	第73期	第74期
	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
経常収益	1,199,550	1,193,866
資金運用収益	1,054,987	1,033,067
貸出金利息	702,563	722,830
預け金利息	29,948	29,223
有価証券利息配当金	310,946	267,826
その他の受入利息	11,528	13,187
役員取引等収益	122,225	103,815
受入為替手数料	58,466	49,568
その他の役員収益	63,758	54,246
その他業務収益	17,891	51,354
国債等債券売却益	11,844	46,867
その他の業務収益	6,047	4,487
その他経常収益	4,446	5,628
貸倒引当金戻入益	-	-
償却債権取立益	-	-
株式等売却益	4,015	5,187
金銭の信託運用益	-	-
その他の経常収益	430	440
経常費用	1,025,129	1,040,805
資金調達費用	22,911	22,070
預金利息	21,031	20,577
給付補填備金繰入額	593	301
借入金利息	1,128	1,045
その他の支払利息	158	146
役員取引等費用	63,307	57,503
支払為替手数料	22,359	17,995
その他の役員費用	40,948	39,507
その他業務費用	6,058	66
国債等債券売却損	-	-
国債等債券償還損	6,010	-
その他の業務費用	48	66
経費	909,494	936,398
人件費	527,317	551,122
物件費	368,394	350,925
税金	13,782	34,350
その他経常費用	23,357	24,766
貸倒引当金繰入額	12,088	22,668
貸出金償却	-	-
株式等売却損	-	-
株式等償却	-	-
その他資産償却	-	-
その他の経常費用	11,268	2,098
経常利益	174,421	153,060
特別利益	-	-
固定資産処分益	-	-
その他の特別利益	-	-
特別損失	400	1,358
固定資産処分損	0	858
減損損失	400	500
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益	174,021	151,701
法人税、住民税及び事業税	2,488	43,276
法人税等調整額	49,980	2,840
法人税等合計	52,469	46,116
当期純利益	121,551	105,585
繰越金(当期首残高)	1,572,025	1,691,785
創立70周年記念事業積立金取崩額	3,351	-
当期末処分剰余金	1,696,928	1,797,370

## 損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 該当ございません  
子会社との取引による費用総額 31,585千円
- 出資1口当たり当期純利益 237円 03銭
- 「その他の経常収益」には、睡眠預金処理分35千円を含んでおります。
- 当金庫において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な資産	種類	減損損失(千円)
花巻市	営業用店舗	事業用不動産1カ所	500

営業店舗については、営業店(本店、各支店)毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を、グルーピングの最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないところから共用資産としております。営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、資産グループ1カ所の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額500千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。なお、資産グループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、近隣価額水準等に基づき評価しております。

## 剰余金処分計算書

(単位:円)

科目	第73期	第74期
	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
当期末処分剰余金	1,696,928,764	1,797,370,184
積立金取崩額	(創立70周年記念事業積立金) 11,648,800	(利益準備金限度超過取崩額) 37,500
剰余金処分額	16,792,504	16,666,150
利益準備金	125,000	-
普通出資に対する配当金	(配当率:年3.0%) 6,667,504	(配当率:年3.0%) 6,666,150
特別積立金	(創立75周年記念事業積立金) 10,000,000	(創立75周年記念事業積立金) 10,000,000
繰越金(当期末残高)	1,691,785,060	1,780,741,534

## 財務諸表の適正性等の確認

令和3年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和4年6月17日

花巻信用金庫

理事長 漆 沢 俊 明

## 会計監査人の監査について

令和4年6月17日開催の第74期通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、北光監査法人の監査を受けております。



# 主要な経営指標

## 最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	1,253,536千円	1,295,011千円	1,325,455千円	1,199,550千円	1,193,866千円
経常利益	106,955千円	179,959千円	132,593千円	174,421千円	153,060千円
当期純利益	71,688千円	122,781千円	90,581千円	121,551千円	105,585千円
出資総額	221百万円	222百万円	222百万円	222百万円	222百万円
出資総口数	443,668口	444,332口	444,894口	445,084口	445,069口
純資産額	7,467百万円	7,894百万円	7,744百万円	8,089百万円	7,930百万円
総資産額(平残)	97,651百万円	101,488百万円	101,909百万円	107,164百万円	110,243百万円
預金積金残高	86,730百万円	88,508百万円	88,362百万円	94,650百万円	95,576百万円
貸出金残高	38,570百万円	38,898百万円	38,214百万円	41,593百万円	42,485百万円
有価証券残高	19,188百万円	19,212百万円	19,712百万円	27,093百万円	25,827百万円
単体自己資本比率	17.99%	17.48%	16.98%	17.72%	17.44%
出資に対する配当金 (出資1口あたり)	6,641,055円 (15円)	11,090,742円 (25円)	6,663,977円 (15円)	6,667,504円 (15円)	6,666,150円 (15円)
役員数	14人	12人	14人	14人	14人
うち常勤役員数	8人	7人	7人	7人	6人
職員数	97人	89人	81人	78人	75人
会員数	11,174人	11,143人	11,103人	11,062人	11,027人

# 主要な業務の状況を表す指標

## 業務粗利益

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
資金運用収支	1,032,076	1,010,997
資金運用収益	1,054,987	1,033,067
資金調達費用	22,911	22,070
役務取引等収支	58,917	46,311
役務取引等収益	122,225	103,815
役務取引等費用	63,307	57,503
その他の業務収支	11,833	51,288
その他業務収益	17,891	51,354
その他業務費用	6,058	66
業務粗利益	1,102,826	1,108,597
業務粗利益率	1.05%	1.02%

(注) 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

## 業務純益

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
業務純益	205,182	185,107
実質業務純益	214,508	194,486
コア業務純益	208,674	147,619
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	117,283	123,289

- (注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)  
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。  
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額  
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益  
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

## 資金運用収支の内訳

(単位：平均残高=百万円・利息=千円・利回=%)

		令和2年度	令和3年度
資金運用勘定	平均残高	104,562	107,913
	利息	1,054,987	1,033,067
	利回	1.00	0.95
うち貸出金	平均残高	39,413	41,015
	利息	702,563	722,830
	利回	1.78	1.76
うち預け金	平均残高	40,042	41,852
	利息	29,948	29,223
	利回	0.07	0.06
うち有価証券	平均残高	24,015	23,222
	利息	310,946	267,826
	利回	1.29	1.15
資金調達勘定	平均残高	98,618	101,712
	利息	22,911	22,070
	利回	0.02	0.02
うち預金積金	平均残高	97,163	100,292
	利息	21,625	20,879
	利回	0.02	0.02
うち借入金	平均残高	1,454	1,419
	利息	1,128	1,045
	利回	0.07	0.07

## その他業務収益の内訳

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	11,844	46,867
国債等債券償還益	—	—
その他	6,047	4,487
合計	17,891	51,354

## 利鞘

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度
資金運用利回	1.00	0.95
資金調達原価率	0.92	0.92
総資金利鞘	0.08	0.03

## 受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和2年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	111,905	△ 127,799	△ 15,894
うち貸出金	40,307	△ 80,420	△ 40,112
うち預け金	△ 2,377	△ 14,246	△ 16,625
うち有価証券	73,110	△ 32,769	40,342
支払利息	651	△ 3,796	△ 3,145
うち預金積金	1,130	△ 3,736	△ 2,606
うち借入金	△ 26	△ 59	△ 86

	令和3年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	22,494	△ 44,414	△ 21,919
うち貸出金	28,231	△ 7,964	20,267
うち預け金	1,264	△ 1,989	△ 725
うち有価証券	△ 9,150	△ 33,969	△ 43,119
支払利息	614	△ 1,455	△ 840
うち預金積金	651	△ 1,397	△ 745
うち借入金	△ 25	△ 57	△ 83

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含めて算出しております。

## 総資産利益率

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.16	0.13
総資産当期純利益率	0.11	0.09

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

## 預金に関する指標

## 預金積金平均残高

(単位：百万円・構成比：%)

	令和3年3月期		令和4年3月期	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金	46,434	47.8	46,784	46.6
うち有利息預金	34,010	35.0	36,513	36.4
定期性預金	50,729	52.2	53,508	53.4
定期預金	48,504	49.9	51,250	51.1
うち固定金利定期預金	48,496	49.9	51,242	51.0
うち変動金利定期預金	7	0.0	7	0.0
定期積金	2,224	2.3	2,257	2.3
計	97,163	100.0	100,292	100.0
譲渡性預金	—	—	—	—
合計	97,163	100.0	100,292	100.0

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金+別段預金+納税準備預金  
2. 定期性預金=定期預金+定期積金  
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金  
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

## 定期預金残高

(単位：百万円・構成比：%)

	令和3年3月期		令和4年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
固定金利定期預金	48,182	99.9	47,761	99.9
変動金利定期預金	7	0.0	7	0.0
合計	48,190	100.0	47,769	100.0

## 預金者別預金残高

(単位：百万円・構成比：%)

	令和3年3月期		令和4年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	64,538	68.2	65,916	69.0
法人	20,238	21.4	21,416	22.4
公金	9,614	10.2	7,968	8.3
金融機関	258	0.3	274	0.3
合計	94,650	100.0	95,576	100.0



# 貸出金等に関する指標

## 貸出金平均残高

(単位：百万円、構成比：%)

	令和3年3月期		令和4年3月期	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
手形貸付	5,328	13.5	5,041	12.3
証書貸付	30,905	78.4	34,435	84.0
当座貸越	3,098	7.8	1,450	3.5
割引手形	81	0.2	87	0.2
合計	39,413	100.0	41,015	100.0

## 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位：百万円、構成比：%)

	令和3年3月期		令和4年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
固定金利	25,872	62.2	26,844	63.2
変動金利	15,720	37.8	15,641	36.8
合計	41,593	100.0	42,485	100.0

## 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
当金庫預金積金	739	843
有価証券	49	38
動産	—	—
不動産	13,009	11,846
その他	—	—
計	13,798	12,728
信用保証協会・信用保険	11,828	11,716
保証	609	552
信用	15,356	17,488
合計	41,593	42,485

## 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
当金庫預金積金	2	—
有価証券	—	—
動産	1	1
不動産	254	211
その他	—	—
計	258	212
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	—	—
信用	301	286
合計	560	498

## 貸出金用途別残高

(単位：百万円・構成比：%)

	令和3年3月期		令和4年3月期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	14,628	35.2	15,181	35.7
運転資金	20,187	48.5	20,651	48.6
住宅ローン	4,804	11.6	4,718	11.1
消費者ローン	1,970	4.7	1,934	4.6
合計	41,593	100.0	42,485	100.0

## 貸出金業種別内訳

(単位：百万円・構成比：%)

業種区分	令和3年3月期			令和4年3月期		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	86	5,826	14.0	83	6,126	14.4
農業、林業	11	136	0.3	11	142	0.3
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1	10	0.0	2	23	0.0
建設業	117	4,861	11.7	117	4,771	11.2
電気・ガス・熱供給・水道業	2	30	0.1	2	26	0.0
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	18	890	2.1	20	1,182	2.7
卸売業、小売業	143	5,622	13.5	137	5,688	13.3
金融業、保険業	4	853	2.1	4	852	2.0
不動産業	62	5,100	12.3	61	5,505	12.9
物品賃貸業	3	179	0.4	2	127	0.2
学術研究・専門・技術サービス業	13	158	0.4	11	167	0.3
宿泊業	14	2,567	6.2	14	2,821	6.6
飲食業	79	1,541	3.7	85	1,559	3.6
生活関連サービス業、娯楽業	31	642	1.6	29	644	1.5
教育、学習支援業	5	16	0.0	6	245	0.5
医療、福祉	21	1,931	4.6	24	2,003	4.7
その他のサービス	62	929	2.2	59	900	2.1
小計	672	31,298	75.2	667	32,789	77.1
地方公共団体	3	3,518	8.5	3	3,043	7.1
個人(住宅・消費・納税資金等)	2,513	6,775	16.3	2,317	6,652	15.6
合計	3,188	41,593	100.0	2,987	42,485	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 預貸率の期末値及び期中平均値

(単位：残高=百万円・預貸率=%)

	令和3年3月期	令和4年3月期
貸出金残高(A)	41,593	42,485
預金残高(B)	94,650	95,596
貸出金平均残高(C)	39,413	41,015
預金平均残高(D)	97,163	100,292
預貸率		
期末値(A)÷(B)×100	43.94%	44.45%
期中平均(C)÷(D)×100	40.56%	40.90%

## 会員・会員外貸出金残高

(単位：百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
会員	36,612	38,027
会員外	4,980	4,458

## 有価証券・金銭の信託に関する指標

### 商品有価証券平均残高

該当ありません。

### 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

令和3年3月期	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	－	－	－	－	－	9,323	－	9,323
地方債	－	－	－	－	－	3,108	－	3,108
社債	700	301	303	726	3,337	4,274	－	9,643
株式	－	－	－	－	－	－	717	717
外国証券	－	747	－	－	－	675	1,119	2,542
その他の証券	－	239	107	564	－	－	845	1,756
合計	700	1,287	410	1,291	3,337	17,382	2,682	27,093

(単位：百万円)

令和4年3月期	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	－	－	－	－	－	8,771	－	8,771
地方債	－	－	－	－	－	2,550	－	2,550
社債	200	200	104	1,408	2,406	3,928	－	8,248
株式	－	－	－	－	－	－	1,097	1,097
外国証券	725	－	－	－	－	658	2,084	3,469
その他の証券	118	106	91	431	－	－	940	1,689
合計	1,045	307	196	1,840	2,406	15,909	4,122	25,827

### 有価証券の種類別平均残高

(単位：百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
国債	7,983	6,693
地方債	2,894	2,662
社債	8,463	8,605
株式	346	759
外国証券	2,364	2,884
その他の証券	1,962	1,616
合計	24,015	23,222

### 預証率の期末値及び期中平均値

(単位：残高=百万円・預証率=%)

	令和3年3月期	令和4年3月期
有価証券残高(A)	27,093	25,827
預金残高(B)	94,650	95,576
有価証券平均残高(C)	24,015	23,222
預金平均残高(D)	97,163	100,292
預証率	期末値(A)÷(B)×100	28.62
	期中平均値(C)÷(D)×100	24.71

### 有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券  
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券  
該当ありません。
3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの  
該当ありません。

#### 4. その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和3年3月期			令和4年3月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株 式	666	560	105	791	565	226
	債 券	10,579	10,282	297	6,279	6,074	204
	国 債	876	829	47	335	302	32
	地 方 債	2,512	2,389	122	1,850	1,763	86
	社 債	7,190	7,063	127	4,093	4,008	85
	そ の 他	3,379	3,078	301	2,499	2,257	241
小 計		14,625	13,921	704	9,570	8,897	672
貸借対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株 式	15	16	△0	270	302	△ 31
	債 券	11,496	11,638	△ 142	13,291	13,608	△ 317
	国 債	8,446	8,560	△ 114	8,436	8,699	△ 262
	地 方 債	596	604	△ 7	700	710	△ 10
	社 債	2,453	2,474	△ 21	4,154	4,199	△ 44
	そ の 他	919	960	△ 40	2,659	2,814	△ 154
小 計		12,431	12,615	△ 183	16,221	16,725	△ 503
合 計		27,057	26,536	521	25,792	25,623	169

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
 3. 市場価格のない株式は本表には含まれておりません。

#### 5. 市場価格のない株式

(単位:百万円)

		令和3年3月期	令和4年3月期
		貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	子 会 社 株 式	10	10
その他有価証券	非 上 場 株 式	25	25

### 金銭の信託に関する指標

該当ありません。



# リスク管理債権・金融再生法に基づく開示事項

## 信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)		保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)		
		担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)				
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年3月期	1,017	1,017	206	811	100.00	100.00
	令和4年3月期	1,023	1,023	198	825	100.00	100.00
危険債権	令和3年3月期	0	0	0	—	100.00	100.00
	令和4年3月期	0	0	0	—	100.00	100.00
要管理債権	令和3年3月期	217	217	217	—	100.00	100.00
	令和4年3月期	217	217	217	—	100.00	100.00
三月以上延滞債権	令和3年3月期	187	187	187	—	100.00	100.00
	令和4年3月期	187	187	187	—	100.00	100.00
貸出条件緩和債権	令和3年3月期	30	30	30	—	100.00	100.00
	令和4年3月期	30	30	30	—	100.00	100.00
小 計 (A)	令和3年3月期	1,235	1,235	424	811	100.00	100.00
	令和4年3月期	1,241	1,241	416	825	100.00	100.00
正 常 債 権 (B)	令和3年3月期	40,960					
	令和4年3月期	41,788					
総与信残高 (A) + (B)	令和3年3月期	42,195					
	令和4年3月期	43,029					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。

リスク管理債権に対して不動産担保や保証等により4億1千6百万円が保全され、このほか貸倒引当金として8億2千5百万円を引き当てしており、リスク管理債権全額が保全されております



## 貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年3月期	84	94	—	84	94
	令和4年3月期	94	103	—	94	103
個別貸倒引当金	令和3年3月期	820	811	11	809	811
	令和4年3月期	811	825	—	811	825
合計	令和3年3月期	905	906	11	894	906
	令和4年3月期	906	928	—	906	928

## 貸出金償却

(単位:百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
貸出金償却	—	—



# 自己資本の充実の状況等について

## 1. 自己資本の構成に関する事項

### (1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、主に出資金と利益剰余金で構成されています。

### (2) 自己資本の構成状況

[単体自己資本比率]

(単位：百万円)

項 目	令和3年3月期	令和4年3月期
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	7,701	7,800
うち、出資金及び資本剰余金の額	222	222
うち、利益剰余金の額	7,486	7,584
うち、外部流出予定額 (△)	6	6
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 0	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	94	103
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	94	103
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,796	7,904
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	9	10
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9	10
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	6	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	16	10
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	7,779	7,893
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	41,788	43,124
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲ 510	▲ 510
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲ 510	▲ 510
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,111	2,133
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	43,899	45,257
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	17.72%	17.44%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。



## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### (1) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を保っているものと一定の評価をしております。なお、将来の自己資本の充実策については、業務から得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

### (2) 信用リスクに対する所要自己資本の額

#### 信用リスク（ポートフォリオ毎）及びオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額

（単位：百万円）

項 目	令和3年3月期		令和4年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	41,788	1,671	43,124	1,724
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	40,521	1,620	41,495	1,659
ソブリン向け	633	25	559	22
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,875	235	6,162	246
法人等向け	18,502	740	18,230	729
中小企業等・個人向け	2,816	112	2,723	108
抵当権付住宅ローン	381	15	384	15
不動産取得等事業向け	4,497	179	5,379	215
3か月以上延滞等	438	17	432	17
出資等	613	24	904	36
出資等のエクスポージャー	613	24	904	36
重要な出資等のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	6,760	270	6,716	268
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,134	125	3,133	125
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	609	24	609	24
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	499	19	509	20
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	1,984	79	1,982	79
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,776	71	2,139	85
ルック・スルー方式	1,776	71	2,139	85
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式（250%）	-	-	-	-
蓋然性方式（400%）	-	-	-	-
フォールバック方式（1250%）	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	▲ 510	▲ 20	▲ 510	▲ 20
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,111	84	2,133	85
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	43,899	1,755	45,257	1,810

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び、漁業信用基金協会のことです。

4. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

<オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## 3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

## (1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

## 【地域別、業種別、及び残存期間別エクスポージャーの期末残高】

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									3カ月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引				
	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	
国 内	101,689	101,602	42,195	43,029	21,951	19,709	-	-	1,196	1,203	
国 外	1,307	1,307	-	-	1,307	1,307	-	-	-	-	
地 域 別 合 計	102,996	102,910	42,195	43,029	23,258	21,017	-	-	1,196	1,203	
製 造 業	6,471	6,783	6,052	6,337	398	398	-	-	67	86	
農 業、林 業	207	203	207	203	-	-	-	-	5	5	
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鉱業、採石業、砂利採取業	10	23	10	23	-	-	-	-	-	-	
建 設 業	5,227	5,069	5,127	5,015	100	-	-	-	712	710	
電気・ガス・熱供給・水道業	4,147	3,943	32	28	3,909	3,708	-	-	-	-	
情 報 通 信 業	2	14	-	-	-	-	-	-	-	-	
運 輸 業、郵 便 業	2,101	2,467	914	1,202	987	1,065	-	-	-	-	
卸 売 業、小 売 業	6,455	6,208	5,772	5,812	500	200	-	-	1	1	
金 融 業、保 険 業	34,144	35,584	870	870	4,465	3,757	-	-	-	-	
不 動 産 業	6,105	6,769	5,605	6,369	500	400	-	-	201	201	
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
学 術 研 究、専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
宿 泊 業	2,606	2,856	2,606	2,855	-	-	-	-	91	85	
飲 食 業	1,770	1,779	1,770	1,779	-	-	-	-	66	63	
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	-	-	-	-	-	-	33	33	
教育、学 習 支 援 業	45	272	45	272	-	-	-	-	-	-	
医 療、福 祉	1,994	2,063	1,994	2,063	-	-	-	-	-	-	
その他のサービス	2,346	2,219	2,146	2,058	-	-	-	-	-	-	
国・地方公共団体等	20,826	19,032	3,540	3,065	12,397	11,487	-	-	-	-	
個 人	5,498	5,072	5,498	5,072	-	-	-	-	16	15	
そ の 他	3,033	2,545	-	-	-	-	-	-	-	-	
業 種 別 合 計	102,996	102,910	42,195	43,029	23,258	21,017	-	-	1,196	1,203	
1 年 以 下	10,137	10,754	9,436	9,852	700	901	-	-	-	-	
1 年 超 3 年 以 下	7,031	6,917	6,029	6,717	1,001	200	-	-	-	-	
3 年 超 5 年 以 下	5,850	5,824	5,550	5,721	300	103	-	-	-	-	
5 年 超 7 年 以 下	5,598	6,637	4,876	5,229	722	1,407	-	-	-	-	
7 年 超 10 年 以 下	9,050	7,314	5,734	4,904	3,316	2,409	-	-	-	-	
10 年 超	25,126	23,589	7,909	7,594	17,216	15,995	-	-	-	-	
期間の定めのないもの	40,201	41,872	2,659	3,009	-	-	-	-	-	-	
残 存 期 間 別 合 計	102,996	102,910	42,195	43,029	23,258	21,017	-	-	-	-	

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「3カ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産などが含まれます。

4. 業種別分類における「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」欄は、個人事業者に対する住宅、消費等の貸出金とその未収利息についても各々の業種区分に分類しております。

5. 残存期間別の「期間の定めのないもの」には、当座貸越、延滞貸出及び破綻懸念先以下に対する貸出金等が含まれます。

6. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## (2) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

内訳 業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
製造業	13	13	13	30	—	—	13	13	13	30	—	—
農業、林業	5	5	5	5	—	—	5	5	5	5	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	635	635	635	633	—	—	635	635	635	633	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	13	1	1	1	11	—	1	1	1	1	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	14	13	13	13	—	—	14	13	13	13	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	48	51	51	53	—	—	48	51	51	53	—	—
飲食業	56	56	56	53	—	—	56	56	56	53	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	27	27	27	27	—	—	27	27	27	27	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	6	6	6	6	—	—	6	6	6	6	—	—
合計	820	811	811	825	11	—	809	811	811	825	—	—

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。  
 3. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額については39ページに掲載しております。

## (3) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和3年3月期		令和4年3月期	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	—	23,558	—	21,173
10%	—	10,719	—	10,332
20%	30,291	112	31,223	109
35%	—	1,100	—	1,111
50%	3,938	1,855	4,840	2,401
75%	—	4,786	—	4,709
100%	1,404	23,567	—	25,345
150%	—	207	—	205
250%	—	1,453	—	1,456
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	35,634	67,362	36,063	66,846
	102,996		102,910	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

#### (4) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、安全性、公共性、収益性、成長性、流動性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本方針・指針・規範等を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢の構築に努めております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの把握のため大口と与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、厳格な自己査定を実施するとともに、企業信用格付制度を導入し、信用リスク計測システムを活用した信用リスクの計量化に努めております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く態勢としています。さらに自己査定委員会やALM委員会で協議検証を行うとともに、常務理事会を定期的開催し、信用リスク管理・運営における重要事項等を審議し、必要に応じて理事会に報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却及び引当金に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、その他要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しましては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能額を除いた未保全額を算出し、破綻懸念先は、その未保全額から合理的に見積もられたキャッシュフローにより回収可能な部分を除いた残額を計上し、実質破綻先及び破綻先は、上記未保全額の全額を計上しております。

なお、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。



#### (5) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスク・アセット額）を求めるために使用する資産や債務者の種類毎の掛目のことです。自己資本比率の算出方法には、あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する標準的手法と、金融機関の内部格付に基づきリスク・ウェイトを決定する内部格付手法があります。標準的手法を採用する金融機関については、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関の信用評価（外部格付）の区分毎に定められたリスク・ウェイトを使用することになります。

当金庫は標準的手法を採用しており、保有する資産の一部（有価証券等）について、以下の4社の信用評価をリスク・ウェイトの判定に使用しております。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

1. (株) 格付投資情報センター (R&I)
2. (株) 日本格付研究所 (JCR)
3. ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)
4. S&Pグローバル・レーティング (S&P)

### 4. 信用リスク削減手法に関する事項

#### (1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	令和3年3月期			令和4年3月期		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	515	2,705	—	590	2,643	—
①ソブリン向け	—	445	—	—	314	—
②金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	201	—	—	235	—	—
④中小企業等・個人向け	296	1,881	—	333	1,870	—
⑤抵当権付住宅ローン	—	154	—	—	185	—
⑥不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
⑦3カ月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
⑧上記以外	16	224	—	21	273	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

#### (2) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、場合によっては、不動産担保や信用保証協会保証等による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、担保又は保証に過度に依存しない融資に努めております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明を行い、ご

理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う主要な担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、保証会社保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「貸出事務取扱規程」及び「不動産担保評価要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「貸出事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、自金庫預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「貸出事務取扱規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。一方、当金庫が扱う主要な保証には、国、地方公共団体、政府関係機関及び一定の適格格付機関により付与されている法人が保証している保証債権（保証される部分に限る）等があります。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

## 5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。



## 6. オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクとは、狭義には、事務ミス、システム障害等により、損失を被るリスクを指し、広義には、前記のほか従業員の不正、コンプライアンス態勢の不備、災害等によりオペレーションが中断して被る損失、さらにそれらに伴う評判低下、訴訟等を受けるリスクのことを指します。

### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであります。当金庫では、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定め、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

リスクの計測に関しましては、当面、バーゼルⅢにおける基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、各主管部署において、協議・検討するとともに、必要に応じて常務理事会を通じ、理事会に報告する態勢としております。

### (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーショナル・リスク相当額の計算にあたっては、基礎的手法を採用し、1年間の粗利益に15%を乗じた額の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額としております。

なお、同手法に基づく令和4年3月期のオペレーショナル・リスク相当額は、170百万円であります。



## 7. 出資等エクスポージャーに関する事項

## (1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

	令和3年3月期		令和4年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	934	934	1,322	1,322
非上場株式等	404	—	404	—
合計	1,338	934	1,727	1,322

## (2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
売却益	—	—
売却損	—	—
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

## (3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
評価損益	114	212

## (4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
評価損益	—	—

## (5) リスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社株式、上場優先出資証券、その他の出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、日々評価額を把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。非上場株式、子会社株式、その他の出資金に関するリスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。



## 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
リスク・スルー方式を適用する エクスポージャー	2,507	3,427
マンドート方式を適用する エクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用する エクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用する エクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を 適用するエクスポージャー	-	-

## 9. 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1: 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,123	3,522	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	2
3	スティープ化	2,922	3,170		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,123	3,522	0	2
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	7,893		7,779	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

### 定性的な開示事項

#### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

① リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

② リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

当金庫では、△EVE(金利変動に伴う経済価値の変動額)を用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しています。将来の収益性への影響については、△NII(金利変動に伴う算出基準日から12カ月を経過する日までの金利収益の変動額)を用いております。算出した金利リスクについては、定期的にALM委員会で協議検討するとともに、常務理事会へ報告を行

うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

③ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で計測しております。

④ ヘッジ等金利リスクの削減手法(ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む)に関する説明

当金庫では、ヘッジ取引を行っておりません。

#### (2) 金利リスク算定方法の概要

開示告示に基づく定量的開示対象となる△EVE及び△NII並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期  
1.25年

② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期  
5年

③ 流動性預金への満期割り当て(コア預金モデル等)及びその前提  
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

④ 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提  
ともに考慮しておりません。

⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお通貨間の相関等は考慮しておりません。

⑥ スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)

スプレッドに関しては、割引金利にはスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにはスプレッドを含めております。

⑦ 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重要な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

令和4年3月末の△EVEは3,123百万円(前期比▲399百万円)、△NIIは0百万円(前期比▲1百万円)となっております。

⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当金庫の△EVEは自己資本額の20%を超えておりますが、金利リスク顕在時においても十分な自己資本額の余裕を確保しており、国内基準金融機関の最低所要自己資本額以上を維持するものと認識しております。

当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示対象となる△EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

① 金利ショックに関する説明

△EVEに加え、市場金利の一定幅の変動等を想定し、定期的に金利リスクの影響を検証しております。

② 金利リスクの計測の前提およびその意味

当金庫では金利リスクを△EVEにより管理し、またVaR(保有期間1年、信頼区間99.0%、観測期間5年)による計測、残高による運用上限枠を設定しており、運用方針については常に見直すことのできる管理態勢となっております。

## 当金庫グループの主要な事業の概要

### 当金庫及びその子会社の主要な事業の内容及び組織の構成

当金庫グループは、当金庫、子会社1社（株式会社はなしんビジネスサービス）で構成され、信用金庫業務を中心に、事務処理代行業務などの金融サービスを提供しております。

花巻信用金庫

国内

本店ほか支店8

株式会社はなしんビジネスサービス

### 子会社の状況

会社名	所在地	資本金	業務の内容	設立年月日	当金庫の議決権比率	子会社等の議決権比率
(株)はなしんビジネスサービス	岩手県花巻市吹張町11番10号	10,000千円	花巻信用金庫の委託に基づく業務	平成12年4月3日	100%	—

### 直近の事業年度における事業の業績

当連結会計年度の業績は下記の連結財務諸表等による開示のとおりであり、子会社と当金庫の財政状態並びに経営成績に合理的な判断を誤らせるような業務の実態はなく、事業の概要について特記すべき事項はありません。

### 5連結会計年度における主要な経営指標の推移

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
連結経常収益	千円	1,253,544	1,295,015	1,325,459	1,199,550	1,193,866
連結経常利益	千円	107,109	180,102	132,739	174,584	153,211
親会社株主に帰属する当期純利益	千円	71,727	122,811	90,613	121,598	105,622
連結純資産額	百万円	7,467	7,894	7,744	8,089	7,931
連結総資産額	百万円	96,072	98,978	98,530	104,973	105,634
連結自己資本比率	%	18.00	17.49	16.98	17.72	17.44

### 貸出金に対するリスク管理債権について

信用金庫法基準及び金融再生法基準による38頁に掲載したリスク管理債権と同額でありますので省略いたします。

### 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	令和2年度 令和3年3月31日	令和3年度 令和4年3月31日	科目	令和2年度 令和3年3月31日	令和3年度 令和4年3月31日
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預け金	34,429	34,987	預金積金	94,638	95,565
買入金銭債権	1,127	1,619	借入金	1,435	1,401
金銭の信託	—	—	その他負債	79	85
有価証券	27,083	25,817	賞与引当金	17	17
貸出金	41,593	42,485	役員賞与引当金	9	8
その他資産	528	501	退職給付に係る負債	50	39
有形固定資産	482	483	役員退職慰労引当金	79	72
建物	76	86	その他の引当金	12	13
土地	350	350	債務保証	560	498
リース資産	3	1	負債の部合計	96,883	97,703
その他の有形固定資産	51	45	(純資産の部)		
無形固定資産	9	10	出資金	222	222
ソフトウェア	9	10	利益剰余金	7,486	7,585
その他の無形固定資産	—	—	処分未済持分	△0	—
繰延税金資産	65	157	会員勘定合計	7,708	7,807
債務保証見返	560	498	その他有価証券評価差額金	380	123
貸倒引当金(△)	906	928	評価・換算差額等合計	380	123
			純資産の部合計	8,089	7,931
資産の部合計	104,973	105,634	負債及び純資産の部合計	104,973	105,634



## 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
経常収益	1,199,550	1,193,866
資金運用収益	1,054,987	1,033,067
貸出金利息	702,563	722,830
預け金利息	29,948	29,223
有価証券利息配当金	310,946	267,826
その他の受入利息	11,528	13,187
役員取引等収益	122,225	103,815
その他業務収益	17,891	51,354
その他経常収益	4,446	5,628
貸倒引当金戻入益	-	-
償却債権取立益	-	-
その他の経常収益	4,446	5,628
経常費用	1,024,965	1,040,654
資金調達費用	22,911	22,070
預金利息	21,031	20,577
給付補填備金繰入額	593	301
借入金利息	1,128	1,045
その他の支払利息	158	146
役員取引等費用	63,307	57,503
その他業務費用	6,058	66
経常費用	909,330	936,247
その他経常費用	23,357	24,766
貸倒引当金繰入額	12,088	22,668
貸出金償却	-	-
その他の経常費用	11,268	2,098
経常利益	174,584	153,211
特別利益	-	-
固定資産処分益	-	-
その他の特別利益	-	-
特別損失	400	1,358
固定資産処分損	0	858
減損損失	400	500
その他の特別損失	-	-
税金等調整前当期純利益	174,184	151,853
法人税、住民税及び事業税	2,605	43,390
法人税等調整額	49,980	2,840
法人税等合計	52,586	46,230
親会社株主に帰属する当期純利益	121,598	105,622

## 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	-	-
資本剰余金期末残高	-	-
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	7,371,423	7,486,257
利益剰余金増加高	121,598	105,622
親会社株主に帰属する当期純利益	121,598	105,622
その他	-	-
利益剰余金減少高	6,763	6,667
配当金	6,663	6,667
その他	100	-
利益剰余金期末残高	7,486,257	7,585,212

事業の業種別セグメント情報

連結子会社は、当金庫の事務処理の受託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少のため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

## 【連結自己資本比率】

(単位：百万円)

項目	令和3年3月期	令和4年3月期
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	7,702	7,801
うち、出資金及び資本剰余金の額	222	222
うち、利益剰余金の額	7,486	7,585
うち、外部流出予定額(△)	6	6
うち、上記以外に該当するものの額	▲0	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	94	103
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	94	103
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	7,796	7,904
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	9	10
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9	10
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	6	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	16	10
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	7,780	7,894
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	41,778	43,114
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲510	▲510
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲510	▲510
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,111	2,133
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	43,889	45,247
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	17.72%	17.44%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
 なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

## 連結の自己資本について

1. 定性的な開示事項は、単体自己資本比率に関する定性項目（40～47頁）をご参照願います。
2. 定量的な開示事項は、以下の項目以外は単体自己資本比率に関する定量項目（40～47頁）をご参照願います。

(単位:百万円)

自己資本の充実度に関する事項	連 結				単 体			
	令和3年3月期		令和4年3月期		令和3年3月期		令和4年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	41,778	1,671	43,114	1,724	41,788	1,671	43,124	1,724
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	40,511	1,620	41,485	1,659	40,521	1,620	41,495	1,659
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,776	71	2,139	85	1,776	71	2,139	85
ルック・スルー方式	1,776	71	2,139	85	1,776	71	2,139	85
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	▲ 510	▲ 20	▲ 510	▲ 20	▲ 510	▲ 20	▲ 510	▲ 20
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,111	84	2,133	85	2,111	84	2,133	85
ハ. 連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	43,889	1,755	45,247	1,809	43,899	1,755	45,257	1,810

(単位:百万円)

信用リスクに関する事項（証券エクスポージャーを除く）	連 結		単 体	
	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高				
国内	101,679	101,592	101,689	101,602
地域別合計	102,986	102,900	102,996	102,910
その他のサービス	2,336	2,209	2,346	2,219
業種別合計	102,986	102,900	102,996	102,910
期間の定めのないもの	40,191	41,862	40,201	41,872
残存期間別合計	102,986	102,900	102,996	102,910
リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等				
100%（格付適用なし）	23,557	25,335	23,567	25,345
合 計	102,986	102,900	102,996	102,910
（格付適用なし）	67,352	66,836	67,362	66,846

(単位:百万円)

銀行勘定における出資等 又は株式等エクスポージャーに関する事項	連 結		単 体	
	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
子会社株式				
貸借対照表計上額	—	—	10	10

## 事業の業種別セグメント情報

連結子会社は、当金庫の事務処理の受託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少のため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

## 報酬体系について

## 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事及び監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

## (1) 報酬体系の概要

## 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

## 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の算定方法を内規で定めております。

## (2) 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	114

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は14名、監事は3名です  
 2. 上記の内訳は、「基本報酬」68百万円、「賞与」15百万円、「退職慰労金」30百万円となっております。  
 なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち、当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。  
 「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。  
 3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

## (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

## 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。  
 なお、令和3年度においては、該当する会社はありませんでした。  
 2. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。  
 3. 令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

